

最高裁秘書第1166号

令和7年4月4日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和7年3月28日に答申（令和6年度（最情）答申第27号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年8月23日（令和6年度（最情）諮詢第24号）

答申日：令和7年3月28日（令和6年度（最情）答申第27号）

件名：司法行政文書開示請求に基づいて職員配置図記載の職員の氏名を開示し続けたことにより、最高裁判所の庁舎管理事務及び警備事務の遂行にどのような支障が生じたかが分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

## 答申書

### 第1 委員会の結論

最高裁判所に対する司法行政文書開示請求に基づき、令和4年4月現在までの最高裁判所の職員配置図記載の職員の氏名を開示し続けた結果として、最高裁判所の庁舎管理事務及び警備事務の遂行にどのような支障が生じたかが分かる文書（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年7月19日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において、本件開示申出文書を探査したところ、存在しなかった。苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張するが、本件開示申出文書の作成又は取得を要する事情がなく、實際にも本件対象文書は作成又は取得していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年8月23日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和7年2月21日 審議
- ④ 同年3月21日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、最高裁判所の職員配置図の開示に関し、従前は開示されていた情報が、裁判所の庁舎管理事務及び警備事務の遂行に支障があることを理由に不開示とされるようになったことに関連するものであるが、上記取扱いの変更は、不開示情報該当性に関する解釈の変更に伴うものであると認められる。そうであるとすれば、そのために個別具体的な支障に係る事実の発生やそれを記録した文書の存在が必要となるものではなく、本件開示申出文書が存在しないとしても不自然ではない。そうすると、本件開示申出文書を作成又は取得していないとする最高裁判所事務総長の説明に不合理な点はない。
- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕